

川 福 総 発 第 8 9 号  
令 和 元 年 1 2 月 4 日  
一部改正 川 福 総 発 第 2 0 号  
令 和 3 年 6 月 1 5 日

各社会福祉法人の代表者 様

川口市福祉部長 (公印省略)

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について (通知)

本市の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

さて、本市においては各法人役員等の就任の状況を把握するため、「社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について」(平成29年3月3日付社福第2941-1号埼玉県福祉部長名通知)により役員変更届をご提出いただいておりますが、今般、役員等の欠格条件において成年被後見人等を一律に排除するのではなく、業務に応じて必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと改正され、令和元年9月14日以降就任する役員又は評議員から適用することとなりました。

貴法人におかれましては、今回の通知をご了知いただき、引き続き適切な施設運営をお願いいたします。

また、役員等に変更があった場合は、下記のとおり各担当課あて変更届をご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 提出期限 就任日から1か月以内
  - 2 届出対象 法人の役員及び評議員
  - 3 提出先 定款(変更)認可申請先
  - 4 提出部数 1部
  - 5 提出書類
    - (1) 社会福祉法人役員評議員変更届(様式1-1又は様式1-2)
    - (2) 役員、評議員選任に係る議事録(写)・議案書(写)
    - (3) 新任者の就任承諾書(写)(参考様式1)
    - (4) 欠格事由等の確認書(写)(参考様式2)
    - (5) 履歴書(写)(参考様式3)
    - (6) 役員一覧及び評議員一覧(参考様式4)
- ※役員又は評議員のどちらか一方のみ変更の場合も、両一覧をご提出ください。

川子総発第37号  
令和元年12月4日  
一部改正 川子総発第17号  
令和3年6月15日

各社会福祉法人の代表者 様

川口市子ども部長 (公印省略)

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について (通知)

本市の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

さて、本市においては各法人役員等の就任の状況を把握するため、「社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について」(平成29年3月3日付社福第2941-1号埼玉県福祉部長名通知)により役員変更届をご提出いただいておりますが、今般、役員等の欠格条件において成年被後見人等を一律に排除するのではなく、業務に応じて必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと改正され、令和元年9月14日以降就任する役員又は評議員から適用することとなりました。

貴法人におかれましては、今回の通知をご了知いただき、引き続き適切な施設運営をお願いいたします。

また、役員等に変更があった場合は、下記のとおり各担当課あて変更届をご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 就任日から1か月以内
  - 2 届出対象 法人の役員及び評議員
  - 3 提出先 定款(変更)認可申請先
  - 4 提出部数 1部
  - 5 提出書類
    - (1) 社会福祉法人役員評議員変更届(様式1-1又は様式1-2)
    - (2) 役員、評議員選任に係る議事録(写)・議案書(写)
    - (3) 新任者の就任承諾書(写)(参考様式1)
    - (4) 欠格事由等の確認書(写)(参考様式2)
    - (5) 履歴書(写)(参考様式3)
    - (6) 役員一覧及び評議員一覧(参考様式4)
- ※役員又は評議員のどちらか一方のみ変更の場合も、両一覧をご提出ください。